

スマートフォン（携帯電話）等端末についての規定

学校生活に必要がなければ、持ち込まない。保護者同意のもと学校に持ち込む場合は、以下の規定を遵守すること。

1 規定

- (1) 校内では、電源を切りバッグの中に入れておくこと。
- (2) 校外で使用する場合、周りへの配慮を考えマナーを守ること。
- (3) 保護者と使用についての約束事を決め、家庭環境調査書の同意欄に記入すること。

2 指導対象

- ・校内において許可なく使用した場合。
(着信音・バイブ機能・アラーム機能・音楽機能・ゲーム機能 等)
- ・自転車やバイクでの使用や交通に関して危険な場合。
(各交通規定に準ずる)
- ・その他、マナー違反をした場合。

3 考査に関して

- ・いかなる理由があっても、教室に持ち込まない。持ち込んだ場合は、規定違反とみなし特別指導とする。
- ・その他のこととは、教務部の考査上の注意に準ずる。

4 その他

- (1) トラブルが発生した場合は、保護者に相談し、場合によっては担任へ連絡すること。
- (2) 校内で利用する必要がある場合は、本校職員へ申し出で、その指示に従うこと。
- (3) 生徒の使用するスマートフォン等端末は、フィルタリングサービス設定をしていること。